


陳述書(3)

2021年9月13日

原告 大庭 有二 

1 私はこれまで2通の陳述書(甲27・同38)を提出し、本人尋問もやっていただきましたが、これらを以下のようにまとめ、補充させていただきます。

2 私は、これまで東京工業大学大学院、電電公社(後に NTT)、通信放送機構で様々な研究に携わってきましたが、これらは国立の機関で、その研究費は主に国費が充てられています。その点、被告の農業・食品産業技術総合研究機構(以下、農研機構といいます)と同じです。

農研機構が2012年4月2日に出した「実験ノートの導入について」という通達(乙5)にも、「当機構が国の資金で運営されている」と明記されています。

3 私が尋問で述べた実験ノートの作成・管理の方法は、東京工業大学・電電公社・通信放送機構のいずれの研究機関にも共通するものです。ですので、とくに理想的あるいは最善の実験ノートについて述べたものではなく、一般にやられている方法を述べたものにすぎません。また、研究に国費を使い、その経過や結果をできるだけ忠実に記載した実験ノートが、個人の私物・所有物であることなどあり得ません。

高崎健康福祉大学で教授職にあった間、学生の実験や研究を指導したことがあり、実験ノートの記載・管理についても、大学の共用物として第三者に見せられるように指導していました。

4 また私が所属していた電電公社の研究所や通信放送機構では、研究活動の業績評価の対象として、論文発表や学会での技術報告などとともに特許出願があり、特許出願が奨励されていました。

特許出願は国内だけでなく外国特許の出願も要求されており、外国特許では主に米国の特許出願がありました。

米国特許制度は2013年3月まで先発明主義であり、他者と先発明を争う際に用いる発明日やその発明に至る経緯等の証拠としては、実験ノートの開示による証明が中心であり、他の資料はその裏づけ的な役割となるため、実験ノートの開示なしには済まされません。

その際に実験ノートはアメリカ合衆国特許商標庁に開示するだけでなく、その特許出願を代理する弁理士や所属する組織の特許担当者にも開示して、係争を有利に戦う方法の助言や申立て書類の作成を依頼しなくてはなりません。

これ等のことより農研機構の実験ノート作成者が、先発明主義が適用されていた期間に米国特許を出願する際には、実験ノートを代理の弁理士や組織の特許担当者

に開示することがあることを了解したのであり、農研機構も、アメリカ合衆国特許商標庁や関係者に実験ノートを開示することがあることを前提として米国に特許出願を許可したはずです。

したがって農研機構は、実験ノートを経営共有文書と認識し、共有文書として管理していたと思います。

ちなみに、農研機構のHPを検索すると米国がまだ先発主義の特許を実施していた 2001 年に、農研機構は以下の米国特許出願(No.09/820,845)をしており、この特許に伴う実験の実験ノートを農研機構はアメリカ合衆国特許商標庁や米国特許出願に係わる関係者に開示することがありえるとしていたと思います。

<https://www.naro.go.jp/project/results/laboratory/tarc/2003/tohoku03-47.html>
成熟種子胚軸を用いた遺伝子導入方法および遺伝子導入ダイズの作出方法
発表論文等: 1)吉田ら(2001)米国特許出願 No.09/820,845

5 更に、製薬会社などの民間企業においても特許対策として、実験ノートが重要視されています。今回提出の書証「電子実験ノートを用いた知的財産保護の最前線」(情報管理、2015、vol 57、No.10、January)(甲45) 716 ページの「1.はじめに」の左列 3 行目には

” 実験ノートは特許係争において主要な証拠でありその証拠能力を確保する取り組みは非常に重要である” とあり、

また同 717 ページの左列下から 8 行目からは

” 先発医薬品メーカーが自らの特許権の有効性を主張する際、実験ノートの証拠能力の高さは、特許係争上、不可欠な要素の一つである。医薬品化合物の物質特許出願の際に、「当該化合物が、いつ、誰によって発見されたか」を証明できる証拠が実験ノートである。実験ノートの記録や管理が不完全であれば、特許係争時に後発医薬品メーカーは必ず実験ノートの不正確さや改ざんの可能性を指摘するため、先発医薬品メーカーにとっては不利な条件での和解または敗訴のリスクが高くなる。その結果、後発医薬品の販売が承認され、市場シェアを後発医薬品に奪われて、多額の損失を招く可能性がある。”

とあり、民間企業においても実験ノートは研究者が勝手に処分してよいような私的なものではなく、企業の財産と見なしていることが判ります。

6 最後にまとめ的な説明をしたいと思います。

私の本人尋問の速記録の 8 ページ最後の行の原告代理人の質問の中に「実験ノートは通常の公文書と違って他の共同研究者や上司が作成者に無断でノートを開覧しない、あるいは開覧できない」とありますが、これに対して私は、「これは研究者の持つエチケットとして他者のノートを通常は無断で見ないようにしていると考えています」と言う内容で答えました。

しかし、研究者個人の業績評価や適性に関係する状況では研究者が自発的に実験ノートを開示したり、あるいは半強制的に開示することがあります。

自発的に開示する例としては、

- ・共同研究者に実験結果を迅速に提示する必要がある場合やテクニシャンが得た結果等が早急に必要な場合など。

別の例としては、

- ・先発明等の特許に関連した証拠として実験ノートの提示が必要な場合や、その申立て準備として弁理士や特許担当者に実験ノートの開示が必要とされる場合など。

半強制的に開示する例としては、

- ・研究疑惑が生じ、それを検証する必要性が生じた場合の証拠としてなどです。

こうした場合に研究者は実験ノートを私物だとして開示を拒否することは、研究業績の喪失や研究者としての立場を失うことに繋がるため、基本的にはできないし、ごく当然のごとく実験ノートを開示することになります。

つまり他の研究者の持つマナーやエチケット等が制限をかけて無断で見ないようにしている実験ノートはそれ等を凌駕(りょうが)する状況が生じれば、必然的に開示する状況になり、実験ノートは他者に開示する可能性が常にあると言えます。

以上